

令和6年4月の報酬改定に伴う「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の留意事項
(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)

- 本県が所管する介護保険施設・事業所について、**令和6年4月1日から算定を開始する加算等**に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（以下「体制届」という。）等の提出期限を、特例的に**令和6年4月15日（月）**とする取扱いとします。
- 加算等の算定内容に変更がない場合、体制届の提出は必要ありません。
- **なお、「業務継続計画未策定減算」「高齢者虐待防止措置未実施減算」については、令和6年度は減算を適用しないため、届出の必要はありません。**
- 算定要件に変更がある加算等については、必ず要件等を確認し、必要により体制届を提出してください。

提出書類	書類提出前の自主確認事項
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (別紙2)	<ul style="list-style-type: none"> ○届出者の所在地・名称・代表者氏名が記入されているか。 ○「届出者の名称・事務所の所在地、代表者の氏名・住所」欄と、「事業所の所在地、管理者の氏名・住所」欄とを逆に取り違えていないか。 ○フリガナ、郵便番号、電話・FAX番号等に記入漏れがないか。 ○「実施事業」欄は、実施する項目（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）に○を付しているか。 ○「指定（許可）年月日」の記入があるか。 ○「異動等の区分」欄は、該当項目に「■」を付しているか。 ○「異動（予定）年月日」欄は、各月15日までに提出する場合は翌月1日と、各月16日以降に提出する場合は翌々月1日と記入されているか。 ○「介護保険事業所番号」は正しく記入されているか。 ※新規指定の場合、事業所番号は記入不要 ○申請者が医療機関の場合、「医療機関コード」の記入があるか。 ○変更の場合、「異動項目」欄及び特記事項の「変更前」、「変更後」欄に変更内容が具体的に記入されているか。
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1-1) (別紙1-2)	<ul style="list-style-type: none"> ○「事業所番号」欄は正しく記入されているか。 ※新規指定の場合、事業所番号は記入不要 ○「提供サービス」欄の該当サービス「17 福祉用具貸与」、「67 介護予防福祉用具貸与」に「■」を付しているか。 ○「その他該当する体制等」欄は、各加算の該当する項目（「1.なし」、「2.あり」等）に「■」を付しているか。
その他の添付書類	※加算を算定しない場合、以下の添付書類は不要
特別地域加算	※添付書類は不要
中山間地域等における小規模事業所加算	<ul style="list-style-type: none"> 【添付書類】 ・中山間地域等における小規模事業所加算に関する届出書（別紙2） ※新規指定事業所については、4月目以降届出が可能となる。 ※（地域に関する状況）及び（規模に関する状況）双方の「2.該当」に○を付していない場合は、当該加算の算定不可